

仕 様 書

委託業務名 ごみ積込運搬業務（旭市管理地分）

委託業務の箇所 旭市岩井字長仙塚2119番1

東総地区広域市町村圏事務組合

この仕様書は、ごみ積込運搬業務（旭市管理地分）の概要を示すものであり、受注者は現状に応じて、ここに記載されていない事項については、東総地区広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）と協議の上、誠意をもって行うものとする。

1 業務の目的

（仮称）旭市管理地（以下「管理地」という。）に仮置きしてある産業廃棄物（廃プラスチック等）（以下「廃棄物」という。）を東総地区クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）まで運搬することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 発注者所有の車両による管理地（旭市岩井字長仙塚2119番1）からクリーンセンター（銚子市野尻町1678番地の1）への廃棄物の運搬
- (2) 管理地における廃棄物の積込作業
- (3) 上記(1)、(2)に付帯する業務

3 運搬する廃棄物及び運搬量

運搬する廃棄物は、管理地に保管している、フレコンバッグ詰めの廃棄物である。なお、予定運搬量はフレコンバッグ約460袋分である。ただし、予定運搬量はあくまで目安であるため、増減する場合がある。

また、当該廃棄物は「粗大系のもの」と「それ以外のもの」に分類する。粗大系のものは破碎処理する必要がある廃棄物をいう。

4 履行期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

5 作業・搬出・運搬条件

- (1) 管理地において、フレコンバッグを破袋し、廃棄物に付着した土砂等をできるだけ取り除く作業を行うこと。
- (2) (1)の作業の後、「粗大系のもの」と「それ以外のもの」を分けて積込むこと。
- (3) 運搬車両への積込は受注者がフォークリフト、バックホウ等により行う。
- (4) 使用車両への廃棄物の受入・積載状況に応じて、適宜クリーンセンターへ運搬し、クリーンセンター係員の指示に従い廃棄物を降ろす。
- (5) クリーンセンターへの運搬にあたっては、原則として、「粗大系のもの」は4トン車であれば1日あたり1台。2トン車であれば1日あたり2台とする。
また、「それ以外のもの」は2トンないし4トンダンプ車等で荷台を傾けたり上下させたりして荷物を下ろす機能を有している車両であれば1日あたり4台分までとする。
- (6) 運搬作業にあたっては、他の車両等の通行の妨げとならないよう注意すること。
- (7) 運搬作業中における廃棄物の飛散及び流出を防止すること。

(8) 作業日毎に別添「業務報告書」に所定事項を記載すること。

6 作業日及び作業時間

(1) 作業日 原則日曜日を除く毎日。
ただし、粗大系のものは土曜日の搬入は不可

(2) 作業時間 原則午前8時30分から午後5時00分まで

7 安全管理

- (1) 本業務の履行にあたっては、周囲に十分な注意を払い、安全に作業を行うものとする。
- (2) 本業務の履行にあたって、発注者及び第三者の施設もしくは車両等に損害または被害を与えた場合には、受注者の責任と負担において現状復旧または賠償するものとする。

8 業務に必要とされる要件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物収集運搬について千葉県知事の許可を受けている者。

9 再委託の禁止

受注者は、当該業務を第三者に委託してはならない。ただし、法令が定める再委託の基準に従い、かつ組合による承諾を書面で得た場合はその限りではない。

10 その他

- (1) 受注者は、災害、交通事故、その他やむを得ない理由により業務に支障が生じ、または生じる恐れがあるときなどの緊急時には、直ちに発注者へ連絡するとともに適切な対応を行うこと。
- (2) 受注者は、緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- (3) 万が一事故が発生した場合は、受注者の責任においてその解決に努めること。
- (4) 異常気象等の天災により安全な業務の履行が困難な事態が予想される場合は、発注者と受注者による協議の上、作業日及び作業時間の変更並びに業務の休止をすることができるものとする。なお、業務の履行が困難な状況が発生した際も同様とする。
- (5) 仕様書に定めていない事項については、発注者と受注者による協議の上、定めるものとする。